

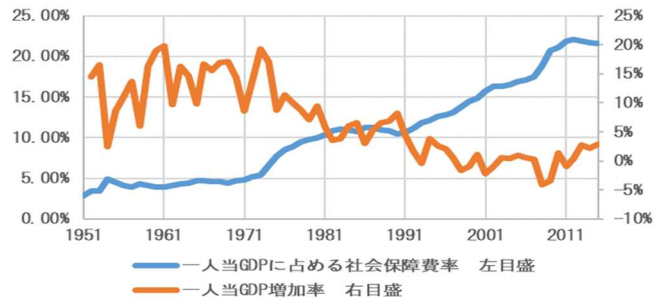
選挙と医療・介護保険制度改革

今回の選挙ほど不可解な選挙はありませんでしたが、結果は与党の圧勝となりました。政権選択選挙という事でしたが、示された政策は浅薄で選択肢も限られたものであったと思います。例えば、来年は6年に一度の医療保険と介護保険制度の同時改定となりますが、これについての政策は、どの党からも示されませんでした。保育費や教育費の無償化や法人税や消費税の引き下等々、甘言だけが並べ立てられておりました。5年前に示された税と社会保障の一体改革は何処へ行ってしまったのでしょうか。我が国における社会保障費がGDPに占める比率は20%を超えています。特にGDP成長率がマイナスや低成長となる1992年以降に約10%上昇したことになります。これは、少子高齢化と経済低成長という社会構造の変化に、政策が適応できなかった証左ともいえるでしょう。医療費は約38兆円でGDPの約7%、介護は10兆円で同じく約2%。合わせると50兆円で社会保障費全体の約4割を超えます。この大きな制度改革を来年に控えている中での選挙であったにも拘らず、全く政策論争のテーマとして扱われなかったのは、誰もがこのテーマを意識的に避けたからに他なりません。一方、日本の税収と社会保険料(年金保険料)を合わせた金額のGDP比は、10.2%で、OECD(経済協力開発機構)加盟35か国中20位です。国民負担の実態は国際比較においては決して重くありません。消費税だけを見れば、同じく6.3%で32位、上から4番目の負担の「軽さ」です。また、経済諮問会議の資料によれば、『潜在的な国



民負担率』は、50.6%で、イギリス(54.2%)やドイツ(52.7%)などのヨーロッパ諸国と比較しても低いものになっています。財源確保の裏付けのない社会保障の拡充は、多くのツケを次世代へと積み残すこととなり、社会保障制度はもとより、この国の財政までも破たんさせてしまうことは想像に難くありません。

社会保障を充実させ且つ持続性を担保するには、生産性を上げて一人一人の付加価値を上げ、負担感を下げることです。大企業の一人当たりの付加価値額が1,530万円、中小企業は570万円です。総従業員数の8割を超える中小零細企業の実産性を上げることが、この国の安心できる社会保障制度の財源となります。この安心が消費へと結びつき、更なる経済成長となる善循環を提唱する政治家は現れないのでしょうか。(菅原 治)

我が国のGDPと社会保障費の推移
1951-2015年



お仕事カレンダー

11月10日(金)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(10月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出期限	
11月30日(木)	9月決算法人の申告・納税、3月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 3月・6月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 所得税の予定納税額の納付(第2期分)	

お仕事備忘録



1. 年末調整の準備

年末調整については、どこまで段取り・準備をすすめておくかで業務効率が大きく異なります。対象者へ確認する事項、提出してもらう書類も多くあります。提出もれや添付忘れなどがないように、回収期限を早めに設け、確認しましょう。

2. 年末賞与の支払準備

今月は、賞与の支給額を決めるための準備があります。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行う必要があります。

3. 所得税の予定納税額の減額申請(第2期分のみ)

11月は、所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税第2期分の納付月です。もし、その年の申告納税見積額が予定納税基準額(注)に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額にかかる承認を申請することができます。11月1日~15日までに提出できる減額申請は、予定納税のうち第2期分のみです。(注)予定納税基準額は、税務署が計算をして事前に納税者へ通知します。

この予定納税基準額は所得税及び復興特別所得税の合計額で計算します。

従来 vs.セルフメディケーションどちらが医療費控除として得でしょうか？

年末に近づくこの時期は、1年間に支払った医療費がいくらになるか予想がつかず。平成29年分から、医療費控除について「セルフメディケーション税制」を適用することができるようになり、従来のものといずれも適用が可能な場合には、どちらか一方の適用となることから、税金がより少なくなるのはどちらか検討する必要があります。

セルフメディケーション税制の概要

1. 適用対象者としての要件・・・セルフメディケーション税制は、健診受診率の向上や薬局等からの医薬品購入による、医療費の抑制を目的として創設されました。こうした背景もあり、適用を受けるためにはその年分に「一定の取組」を行う必要があります。具体的には、次のいずれかを申告者本人が受けていなければなりません。

健康診査（医療保険各法等に基づくもの）

定期予防接種（予防接種法第5条第1項に基づくもの）又は当該定期予防接種を除いたインフルエンザの予防接種

定期健康診断（労働安全衛生法第66条第1項に基づくもの及び結果書面提出等も含む）

特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条に基づくもの及び結果書面提出等も含む）又は特定保健指導（同法第24条に基づくもの）

がん検診（健康増進法第19条の2に基づくもの）

2. 対象医薬品・・・対象となる医薬品は、一定のスイッチOTC医薬品に限定されています。対象が否かは、領収書（レシート）に明記されていますので、判別が容易に可能です。

3. 控除額・・・医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までの購入金額合計額のうち12,000円を超える部分の金額（上限88,000円）です。この購入金額は申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族分も含めることができます。

控除額 = 購入金額の合計額 - 12,000円

4. 適用ポイント・・・(1)「一定の取組」の証明書を添付確定申告の際、「一定の取組」の証明書を添付（又は提示、以下同じ）する必要がありますが、要件を1. ~ のどれで満たすかにより、添付する書類が異なります。例えばインフルエンザの予防接種で要件を満たそうとする場合、当該予防接種の領収書の原本を添付する必要があります。インフルエンザの予防接種代は従来の医療費控除の対象外であるため、領収書を手元に残さない方もいらっしゃるでしょう。これから年末にかけてこの予防接種を受ける方は、原本の紛失に注意しましょう。他方、のような勤務先が毎年行う定期健康診断で要件を満たそうとする場合、提出する証明書が結果通知表であれば写して構いませんが、勤務先が発行した証明書であるときは原本でなければなりません。

(2) 明細書の記載により領収書は自己保管確定申告の際、明細書を作成して添付します。この添付により領収書の添付は不要ですが、確定申告期限等から5年間は税務署の求めに応じて提出（提示）する必要があり、その間は自己保管しなければなりません。なお、平成31年分までは、これらに代えて領収書の添付によることも認められています。

従来の医療費控除の改正

1. 平成29年分からの改正内容・・・従来の医療費控除は引き続き適用が可能ですが、平成29年分から手続き上の改正がされています。具体的には次のとおりですが、平成31年分まではこれまでの領収書の添付による適用も認められています。

(1) **明細書の作成及び添付**・・・確定申告の際、明細書の作成及び添付が必要となりました。この明細書には次の(2)と(3)に分けて記入します。

(2) **「医療費の通知」による適用**・・・保険者から送付される“医療費のお知らせ”など、これまで証明書類として認められなかった「医療費の通知」について、明細書に記入するとともに確定申告書に添付することで、認められることになりました。ここに記入した医療費に係る領収書の添付及び自己保管は不要です。

(3) **(2)以外の医療費とその領収書**・・・上記(2)以外の医療費は、明細書に記入することで領収書の添付は不要となりました。ただし、この領収書はセルフメディケーション税制と同様、5年間の自己保管が必要です。

2. 対象医療費・・・対象となる医療費は、【参考1】のような診療や治療等のために支払った対価です。

3. 控除額・・・医療費控除の額は、その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費の合計額から次のとを控除した金額（上限200万円）です。この医療費には、申告者本人だけでなく、本人と生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費分も含めることができます。

控除額 = 医療費の合計 - ① - ②

① 保険金等で補填される金額

例. 出産育児一時金、高額医療費、生命保険等に係る入院給付金

② 10万円 その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%相当額

どちらが得なの？

項目別の両者の違いを【参考2】に示しました。どちらが得なのか、試算する以外にないことがお分かりいただけますでしょうか。“修正申告”や“更正の請求”など税金を計算し直す手続きの際、当初の確定申告時とは別の方法によって医療費控除を適用することはできないため、最初の選択が肝要です。適切な選択を行うために、必要な書類を早めに集め、試算しましょう。（監修：野口 秀行）

【参考1】対象医療費の例示

- ・病院で保険証を用いて支払った診療代
- ・産婦人科の病院や助産所へ支払った妊娠出産に係る検診、検査、分娩費用
- ・小児の矯正歯科治療代金
- ・ドラッグストアで購入した風邪薬などの医薬品
- ・介護保険を使い、訪問介護を利用したときの自己負担分
- ・「おむつ使用証明書」がある人のおむつ代
- ・通院のためのバス乗車代

【参考2】セルフメディケーション税制と従来の医療費控除との比較

	セルフメディケーション	従来の医療費控除
申告者本人の要件	その年分に「一定の取組」を行う必要がある	特段なし
対象医療費	一定のスイッチOTC医薬品に限定	一定の診療代等（セルフメディケーション税制よりも適用範囲は広い）
控除金額	12,000円を超える部分（上限88,000円）	10万円※1を超える部分※2（上限200万円）※1一定の所得以下は、これよりも低い場合がある。※2 保険金等の補填分を除く。